

5 市民生活

(1) 地域政策

①公民協働

(ア)門真市自治基本条例推進事業

自治基本条例推進事業は、協働によるまちづくりの基本原則や市民・事業所・市役所などの役割など、自治基本条例が定める協働によるまちづくりの基本的な考え方にに基づき、地域の課題解決に向けた取り組みを推進する地域会議の設立や活動の支援などを行うものです。

地域会議とは、自治基本条例第 16 条に規定する、原則中学校区を範囲として、地縁による団体、目的別団体等の多様な主体により構成され、地域の課題解決に向けた活動などを、自主的に協働で取り組む組織です。

平成 27 年 1 月に第五中学校区地域会議、11 月に第三中学校区地域会議が発足し、防災、子育て、教育、環境などの専門部会を中心に、地域の状況に応じた幅広い活動が展開されています。

第五中学校区地域会議（専門部会及び主な活動内容）

専門部会	活動・事業内容
総務・広報部会	校区内におけるコミュニティ紙の発行・配布
防災・安全安心部会	防災イベント、防災講話、夜間パトロールの実施
子育て・教育部会	電柱看板の設置等、地域の子どもの安全対策の実施
文化・スポーツ部会	ふれあいウォーキング、オリジナルマップを用いた散策イベントの実施
健康・福祉部会	子育てサロン、高齢者向けの講座の実施
環境・まちづくり部会	環境意識を向上させることを目的としたキャンドルナイトイベントの実施

※活動内容は 29 年 6 月現在のもの

第三中学校区地域会議（専門部会及び主な活動内容）

専門部会	活動・事業内容
総務・広報部会	校区内におけるコミュニティ紙の発行・配布
防災・安全安心部会	防災グッズの配布、防災施設見学、 各種イベントでの啓発活動
子育て・教育部会	子育てサロン、人形劇の実施
文化・スポーツ部会	文化財伝承のためのまちあるき、陶芸教室
健康・福祉部会	健康と交流のカラオケ大会
環境・まちづくり部会	公園の植樹帯における植栽活動の実施
地域コミュニティ部会	地域会議設立記念イベント
青年部会	地域のイベント参加

※活動内容は29年6月現在のもの

(イ) ひと・まち・元気事業

ひと・まち・元気事業は、様々な形態の講座を通じ、市政や地域活動への関心を高め、協働意識の醸成を図り、協働によるまちづくりを推進するために実施するものです。

門真市自治基本条例出前講座

門真市自治基本条例出前講座は、門真市の自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び住民の福祉の増進を図ることを目的として制定された門真市自治基本条例を、広く皆さんに知っていただくため、市職員が地域や団体の会合・総会・研修等に伺い、条例について説明するものです。

対 象 者	市在住、在勤、在学の方で概ね10名以上のグループ
開 催 時 間	原則平日（土日祝、年末年始を除く） 午前10時～午後5時の間で2時間以内
開 催 場 所	申込者が用意された市内の会場へお伺いします。
費 用	無料

門真市協働によるまちづくり人材バンク

市政のあらゆる分野において、市民の参加及び参画並びに市民によるボランティア活動の促進及びその利活用の機会の拡充を図るため、あらかじめ個人または団体等の情報を登録し、利活用する制度として平成 26 年 11 月に創設しました。

登録対象者は、かどま市民大学の修了を受けた方や、門真市内の事業又は取組に参加すること及び門真市の区域内において地域の活性化に向けた活動を展開することに積極的な意思を持つ方等。

平成 29 年 3 月 31 日現在延べ登録者件数

個人

地域活性化分野	7
子育て・教育分野	9
安全まちづくり分野	3
生涯学習分野	17
健康福祉分野	5
環境・産業振興分野	3
その他	5
合計	49

団体

地域活性化分野	7
子育て・教育分野	11
安全まちづくり分野	5
生涯学習分野	17
健康福祉分野	9
環境・産業振興分野	4
その他	5
合計	58

個人・団体の延べ登録件数	107
--------------	-----

② 市民公益活動

(ア) 門真市立市民公益活動支援センター

所在地 門真市大字北島 546 番地 (門真市民プラザ 3 階)

開館年月日 平成 20 年 10 月 1 日

開館時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分

門真市内で公益活動に取り組む N P O、ボランティア団体の活動支援や、N P O 法人設立の支援をするための施設で、公益活動に利用できる相談室、作業室、会議室、セミナー室、事務ブース、フリースペース等があります。

貸館時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分

休館日 木曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

利用料金

会議室及びセミナー室

施設名	時間別 定員	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
会議室 1	人 40	円 700	円 700	円 800	円 1,400	円 1,500	円 2,200
会議室 2	20	350	350	400	700	750	1,100
会議室 3	20	350	350	400	700	750	1,100
セミナー室	60	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800

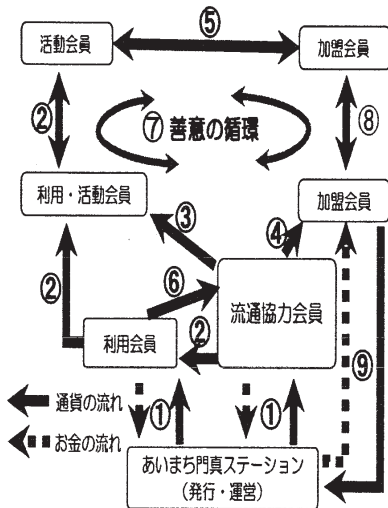
事務ブース

施設名	利用料金(1月当たり)
	円
事務ブース A	7,800
事務ブース B	7,800
事務ブース C	5,400
事務ブース D	5,400
事務ブース E	5,200
事務ブース F	5,200
事務ブース G	5,200
事務ブース H	3,500
事務ブース I	3,500
事務ブース J	3,500

(イ) 地域通貨発行運営交付金事業

地域通貨「蓮」は、地域コミュニティのさらなる活性化及びボランティア活動や地域の支えあい活動の促進並びに市内経済の活性化にもつながるものとして、NPO法人あいまち門真ステーションと市との協働事業として実施しています。

◆地域通貨「蓮」の流れ



○利用会員

手助けを必要とする市民の皆さん（手助けサービスに「蓮」でお礼をする人）

○活動会員

ボランティア団体等（利用会員へ手助けサービスを提供し、謝礼として「蓮」を受け取る人）

○加盟会員

「蓮」を使うことができる事業者（お店）

○流通協力会員

地域や団体等の活動や事業に「蓮」を活用し、流通に協力する人

- ①あいまち門真ステーションで「円」と「蓮」を交換します。
- ②ボランティア協力してくれた人や手助けしてくれた人に感謝の気持ちとして、また贈り物として手渡します。
- ③地域のボランティア活動や団体、グループ、企業のイベントなどで利用できます。
- ④個人でも商品券代わりに市内のお店で利用できます。
- ⑤受け取った人は、市内の「蓮」取扱店のステッカーの貼ってあるお店で使えます。
- ⑥個人間のお礼の気持ちや贈り物としても利用できます。
- ⑦助け合いの輪が循環します。
- ⑧加盟店同士の使用もできます。
- ⑨最終的に、発行所で円と換金します。

(ウ) 市民公益活動事業補助事業

市内のNPO等が自主的・自発的に行う公益性のある事業に対して、補助金を交付することにより、NPO等が創意工夫ある新たな事業を立ち上げ、また事業を拡大することを誘発し、市民公益活動の促進を図る事業です。

対象団体	市内のNPO法人または5人以上の市民ボランティア
対象事業	①門真市内で実施される事業であり、市民に広く還元される事業であること ②公民協働の推進に大きく寄与するものであること ③地域コミュニティ活性化につながるものであること
提案の種類	○テーマ設定型 行政ニーズに応じて市が設定したテーマへの企画提案 ○未来創造型（自由テーマ） 市で実施していない新たなサービスや課題について独自の発想で企画提案
補助金額	補助対象事業費の1/2以内（上限50万円）
交付回数	1事業に対し、補助金交付は年1回、交付回数については3回を限度とする

(エ) NPO設立支援事業

門真市内で継続的に市民公益活動を行っている特定非営利活動法人に対し、予算の定める範囲内において門真市市民公益活動法人活動支援事業交付金を交付することにより支援を行い、市民協働の推進を図る事業です。

設立時支援交付金	交付対象	設立の登記の日から1年未満
	交付金額	1団体につき10万円
自立支援交付金	交付対象	設立の登記の日の属する年度の翌々年度まで
	交付金額	1団体につき年額20万円

(オ) ボランティアポイント制度

門真市内において市民によるボランティア活動を始める「きっかけ」や活動継続への「励み」を持ってもらい、多様なボランティア活動の更なる誘発と連携を図る事業です。

〈28年度実績〉	受入機関	21団体
	登録人数	710人
	ポイント付与数	9,435ポイント
	達成者	154名

③ 主な市民相談案内

相談名	と き	ところ		担 当	
		電話番号			
市民相談	随 時 (9:00～17:30)	別館3階 市民相談室 (地域政策課) 06-6902-5648		地域政策課	
無料法律相談	毎週火・木・金曜日 (予約制)				13:00～ 16:00
交通事故 法律相談	毎週火曜日 (予約制)				13:00～ 15:30
こころの相談	第2木曜日 (予約制)				13:00～ 16:00
行政相談	第1水曜日				13:30～ 15:30
登記相談	第3水曜日 (予約制)				13:00～ 15:00
消費生活相談	毎週月～金曜日 (予約制)				9:30～12:00 12:45～16:30 (受付は16:30まで)
多重債務相談	毎週火・金曜日 (予約制)	9:30～12:00 13:00～16:20	多重債務相談窓口 06-6902-6226		
人権相談 (人権擁護委員)	第2・4水曜日	13:30～ 15:30	別館3階 市民相談室 (人権女性政策課) 06-6902-6079	人権女性政策課	
人権相談 (市人権協会相談員)	毎週月～金曜日 (予約優先)	9:30～ 17:30	人権女性政策課 相談室 06-6902-6079		
就労相談 (女性対象)	毎週 月・火・水・金・土 (予約優先)	10:00～ 18:30	門真市女性サポ ートステーション 06-6900-8550		
女性のための相談	毎週火・土 (予約優先)	10:00～ 18:30			
ひとり親家庭等相談	毎週 月・火・木・金曜日 (予約制)	9:00～ 17:00	家庭児童相談 センター 06-6902-6148	子育て支援課	
家庭児童相談	毎週月～金曜日	9:00～ 17:30			
教育相談	毎週月～金曜日	9:30～ 16:30	各学 校 学 校 教 育 課 指 導 ・ 人 権 教 育 グ ル ー プ 06-6902-7042	学校教育課	

(2) 文化・自治振興

① 門真市民文化会館（ルミエールホール）

門真市民文化会館は、市民に優れた文化、芸術に接する機会を提供するとともに、市民自らの文化活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与することを目的とする施設です。

所在地 門真市末広町29-1

開館日 平成5年5月2日

敷地面積 7,290.55㎡

施設概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

規模 地下2階、地上3階

建築面積 4,370.185㎡

延床面積 11,784.512㎡

施設内容

大ホール 客席 1,128席（椅子席 1,122席、車椅子席 6席）
親子室 2室

小ホール 客席 252席（椅子席 248席、車椅子席 4席）
親子室 1室

その他の
主な施設 レセプションホール、リハーサル室、練習室、展示ホール、
会議室、研修室、茶室、和室、多目的室、レストラン

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 ①毎週火曜日（火曜日が休日の場合はその翌日以後の休日
でない直近の日）

②年末・年始（12月29日～1月3日）

利用申込 ①大・小ホール、楽屋…利用予定日の1年前の属する月の
初日から20日前まで

②レセプションホール、展示ホール…利用予定日の1年前
の属する月の初日から3日前まで

③上記以外…利用予定日の6カ月前の属する月の初日から
3日前まで。ただし、ホールと併用する場合は、①の区
分の受付期間

受付時間 開館日の午前9時～午後9時

利用料金

(単位：円)

区 分	基 本 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	42,000	56,000	72,500	93,000	122,500	136,500
小ホール	12,000	16,000	21,000	27,000	36,000	40,000
レゾナンスホール	6,000	8,000	11,000	14,000	19,000	21,000
リハーサル室	3,100	4,200	4,200	7,300	8,400	11,500
練習室	1	2,000	2,600	2,600	4,600	7,200
	2	2,000	2,600	2,600	4,600	7,200
展示ホール	5,400	7,200	7,200	12,600	14,400	19,800
会議室	1	1,200	1,600	1,600	2,800	4,400
	2	1,200	1,600	1,600	2,800	4,400
研修室	4,000	5,400	5,400	9,400	10,800	14,800
茶室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
和室	1	1,400	1,900	1,900	3,300	5,200
	2	900	1,200	1,200	2,100	3,300
楽 大ホール	1	700	900	900	1,600	2,500
	2	700	900	900	1,600	2,500
	3	300	400	400	700	1,100
	4	300	400	400	700	1,100
	5	500	700	700	1,200	1,900
	6	500	700	700	1,200	1,900
屋 小ホール	7	700	900	900	1,600	2,500
	8	500	700	700	1,200	1,900
	9	700	900	900	1,600	2,500
講師控室	300	400	400	700	800	1,100
多目的室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
ホワイエ	6,000	8,000	11,000	14,000	19,000	21,000

備 考

1 次の各号に該当する場合の利用料金は、基本料に当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するとき 基本料の3割の額
- (2) 利用者が、入場料その他これに類するものを徴収するとき又は営利若しくは営業の目的で利用するとき 基本料の5割の額
- (3) 本市の住民以外の者が利用するとき 基本料の5割の額
- (4) レセプションホール及び展示ホールの利用者がパントリー（配膳室）を利用するときは次の表に掲げる額とする。

(単位：円)

基 本 料					
午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
午前9時から 正 午 まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
600	800	1,100	1,400	1,900	2,100

2 次の各号に該当する場合の利用料金は、基本料（備考1の規定に基づく加算額があるときは、基本料と当該加算額との合計額）に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 準備又は練習のために大ホール又は小ホールを利用するとき 3割
 - (2) 大ホール又は小ホールの利用者が、リハーサル室、練習室、会議室、研修室、茶室、和室、多目的室又はホワイエを利用するとき 5割
- 3 規則で定めるところにより利用時間の延長又は繰上げをする場合の当該延長又は繰上げに係る利用料金は、基本料の3割の額とする。
- 4 舞台、照明、音響、映像設備やピアノなど、附属設備等の利用料金は別途加算する。

② 門真市立市民交流会館（中塚荘）

門真市立市民交流会館は、市民の相互交流の場を提供するとともに、市民自らの文化活動や交流活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与することを目的とする施設です。

所在地 門真市月出町11-1

開館日 平成10年5月1日

敷地面積 1,684.11㎡

施設概要

構造 鉄筋コンクリート造

規模 地上2階

建築面積 768.09㎡

延床面積 1,032.03㎡

施設内容

1階 交流サロン(40人)、和室1・2（各20人）

展示室、常設展示室、ラウンジ、ライブラリー

2階 研修室1(24人)、研修室2(30人)、プレイルーム

開館時間 午前9時30分～午後9時30分

休館日 ①毎週火曜日(火曜日が休日の場合はその翌日以後の休日でない直近の日)

②年末・年始(12月29日～1月3日)

利用申込 利用予定日の3カ月前から利用予定日まで

受付時間 開館日の午前9時30分～午後7時

利用料金

(単位：円)

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前 9 時半 } 午後 0 時半	午後 1 時 } 午後 5 時	午後 5 時半 } 午後 9 時半	午前 9 時半 } 午後 5 時	午後 1 時 } 午後 9 時半	午前 9 時半 } 午後 9 時半
交流サロン	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,700
和 室 1・2	300	400	400	700	800	1,000
展 示 室	700	900	900	1,600	1,800	2,300
常設展示室	700	900	900	1,600	1,800	2,300
研 修 室 1・2	400	500	500	900	1,000	1,300

※ 市民以外の方が利用するときは、上記の利用料金に 5 割を加算した額とする。

※ 利用時間は、会場の準備から後かたづけまでの時間を含む。

(3) 産業振興

① ものづくり企業立地促進制度

平成21年4月1日から門真市内に新たに工場等を立地（新築・増築など）する製造業者に対して「ものづくり企業立地促進奨励金」を交付する制度です。

対象事業者	製造業者
対象地域	工業地域、準工業地域
対象事業	土地、建物、設備（設備投資は中小企業のみ）の購入等
奨励金額	対象事業に係る固定資産税・都市計画税の2/3（上限あり）
交付期間	3年間
新規雇用	対象事業を行うことに伴う本市市民の正規雇用をした場合、1人につき10万円。（操業後2年を経過した時点で1年以上継続して雇用している場合に限る。また、上限額あり。交付は1回限り）

② 門真市企業操業支援補助金

市内の製造業者が周辺住民の生活環境を保全するために、騒音・振動等を防止する設備の新規導入または改修等を実施する場合に事業費の一部を補助する制度です。

対象事業者	製造業者 ※但し法人市民税（法人税割）の納税実績のある企業、従業員21名以上の企業、またはカドマイスター認定企業
対象地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域を除く全地域
対象事業	防音壁の設置、防音・防振効果のある設備等の設置 防音・防振効果のある機械の購入（1,000万円以上の機械の購入に限る）
補助額	対象事業に係る経費の1/2（限度額500万円） ただし機械の購入の場合は一律100万円

③ 中小企業事業資金融資制度

(平成29年4月1日現在)

大阪府中小企業者向け制度融資				
名 称	開業サポート資金 〔開業資金〕	小規模企業サポート資金 〔小規模資金〕	チャレンジ応援資金 〔法認定型〕	経営安定サポート資金 〔経営安定資金〕
	開業時及び開業後5年未満の方を支援	小規模企業者を支援	府の重点施策と連携している中小企業者を支援	売上の減少等で経営に支障をきたしている企業を支援
融 資 限度額	A型 1,000万円 B型 1,500万円	1,250万円	2億円 (内無担保8,000万円)	2億円 (内無担保8,000万円)
貸 付 利 率	年1.4%	年1.6%	金融機関所定	金融機関所定
融 資 期 間	7年以内	7年以内	20年以内 (運転資金のみ、又は無担保の場合は7年以内)	7年以内
担 保	不要	原則不要	〔有担保の場合〕 保証協会の定める不動産または有価証券等	〔有担保の場合〕 保証協会の定める不動産または有価証券等
保 証 料 率	年1.0%	信用保証協会の定める料率 年0.5～2.2%	年0.8%	年0.9%
申 込 先	取扱金融機関 保証協会・府市町村（大阪市を除く）	原則取扱金融機関	取扱金融機関	取扱金融機関 ※市の認定書が必要

④ 門真市中小企業サポートセンター

市内ものづくり企業が抱える悩みや課題に対し、専門的な知識を有したアドバイザーが相談に応じ、問題解決を図ります。経営相談、技術・製品開発、企業間マッチングや環境・省エネ対応の支援など、広く企業活動をサポートします。また、市内企業を中心とした企業の連携が促進するための取り組みを行い、事業化に繋がるようサポートを行います。

対象事業者	市内中小企業者
所在地	本館：門真市新橋町3番4-103号（門真市立図書館横） 分館：門真市新橋町3番3-215号
開館日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
会館時間	午前10時から午後6時
開設年月日	平成24年10月1日

⑤ カドマイスターを探せ！事業

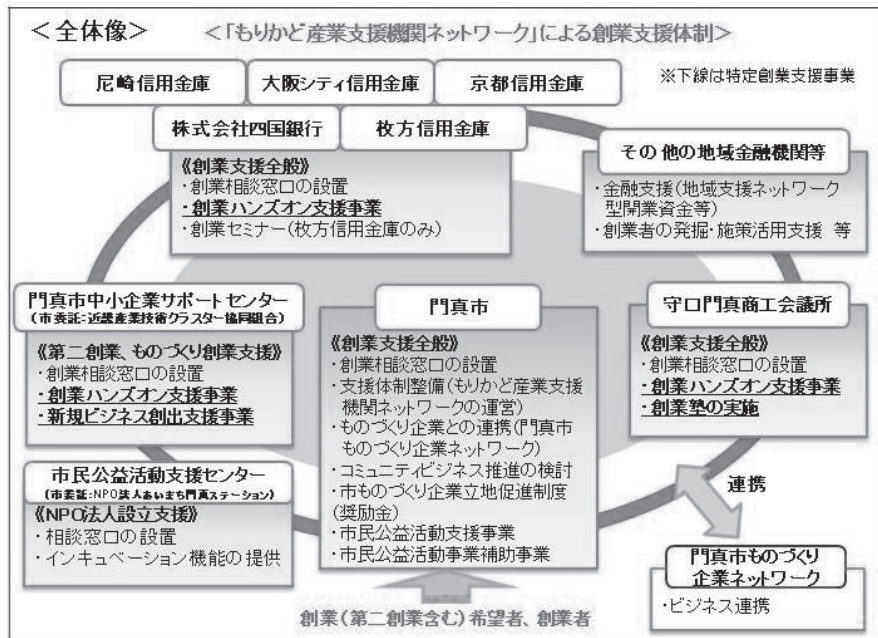
市内において、製造業を営む中小企業者で、優れた技術や製品等を持つ企業をカドマイスターとして認定し、その情報を広く市内外に発信し、企業が躍進できるよう支援することを目的とした事業です。

カドマイスターとは、門真市とマイスターを合わせた造語です。マイスターとはドイツ語で巨匠・親方といった意味合いで、高い技術や独自の製品を持つ企業をカドマイスターと定めています。

⑥ 創業支援事業

門真市、中小企業サポートセンター、守口門真商工会議所、市民公益活動支援センターに相談窓口を設置し、地域金融機関等と連携し、新たに創業を希望する方を支援します。

実施事業のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みを「特定創業支援事業」と位置づけ、本事業の支援を受けた創業希望者は、市が証明書を発行することで登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大等のメリットを受けることができます。



(4) 市民

① コンビニ交付サービス

平成24年7月9日から住民基本台帳カード(以下「住基カード」とする。)及び平成28年1月16日からマイナンバーカードを利用した、住民票の写し及び印鑑登録証明書(以下「証明書等」とする。)のコンビニ交付サービスを実施しています。このサービスは住基カードまたは、マイナンバーカードの交付を受け、コンビニ交付サービス利用登録の申請を行うことで、全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、ミニストップにおいて、証明書等を取得できるものです。(一部店舗を除く。)

また、コンビニ交付サービスを利用すると、窓口交付よりも100円安い1通200円で証明書等を取得することができます。

なお、住基カードについて、交付申請は平成27年12月28日、コンビニ交付サービスの利用登録の申請は平成28年3月31日を以て終了しています。

・サービス提供日時

午前6時30分～午後11時00分(12月29日から翌年1月3日及びメンテナンス時を除く。)

(5) 国民年金

平成29年 4月 1日現在

種類	受給の条件	年金額
老齢基礎年金	国民年金の保険料を納めた期間が10年以上ある場合に、原則として65歳から受給。 国民年金の保険料免除期間、カラ期間および昭和36年4月以後の被用者年金(厚生年金など)の加入期間は合算。 昭和5年4月1日以前に生まれた人は保険料納付期間が短縮。	満額 〔原則として昭和16年4月2日生〕 〔以降の人は40年で満額〕 779,300円
障害基礎年金	国民年金に加入している人で、次の全ての条件を満たしている人が、病気やけがで障害の状態になったとき、受給。 ① 国民年金に加入中にまたは60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日がある病気・けがで障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日)に政令で定められた「1級程度」または「2級程度」の障害に該当していること。 ② 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納期間が1/3以上ないこと。 ※ 平成38年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし、初診日に65歳未満であること。	障害基礎年金の受給権者に18歳到達年度末日までにある子(障害者は20歳未満の子)がいる場合は、子の加算が行われます。 1級障害 974,125円+子の加算額 2級障害 779,300円+子の加算額 加算額 子1人 224,300円 子2人 448,600円 以下1人増すごとに74,800円加算
遺族基礎年金	国民年金加入者または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子(18歳到達年度末日までにある子か20歳未満で1級・2級の障害の状態)のある配偶者または子に支給され、次の①～③いずれかに該当していること。 ① 被保険者期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないこと。 ※ 平成38年3月31日までに死亡した場合は、特例として死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし、死亡日に65歳未満であること。 ② 保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が、25年をみたしていること。 ③ 老齢基礎年金の受給権者であること。	配偶者が受けるとき 779,300円+子の加算額 加算額 子1人 224,300円 子2人 448,600円 以下1人増すごとに74,800円加算 子が受けるとき 1人のとき 779,300円 2人のとき 1,003,600円 以下1人増すごとに74,800円加算

(6) 南部市民センター

目 的	南部地域における市民交流の促進や生活文化の向上のために建設されたものです。 市民の憩いや健康づくり、文化活動の場のほか、行政窓口サービスの機能も備えています。
所 在 地	門真市島頭4丁目4番1号
開 館 日	平成6年4月1日
敷地面積	3,146㎡
施設概要	
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
建築面積	1,583.81㎡
延床面積	2,290.71㎡
施設内容	多目的ホール(300席)・森林浴体験室・会議室・和室・料理室・図書室・ギャラリー・市民サービスコーナー・その他
開館時間	午前9時30分～午後9時30分 (市民サービスコーナーは午前9時～午後5時30分)
休 館 日	月曜日・12月29日～1月3日 (市民サービスコーナーは月曜日が祝日の場合・12月29日～1月3日)
使用申し込み	使用予定日の3カ月前から前日まで

使 用 料

使用単位 施設の名称 (定員)	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前 9 時 30分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 30分から 午後 9 時 30分まで
多目的ホール (300 人)	円 5,750	円 6,600	円 7,400	円 11,700	円 13,200	円 18,600
会 議 室 1 (30 人) 会 議 室 2 (24 人)	500	600	650	1,050	1,200	1,650
和 室 1 (12 人) 和 室 2 (12 人)	350	400	450	700	800	1,100
料 理 室 (25 人)	900	1,000	1,150	1,800	2,050	2,900

(注) 市民以外の方が使用される場合は、5割増しとなります。

市民サービスコーナー業務案内

取扱業務	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝日
戸籍(除籍)の全部事項証明書の交付	○	×
戸籍(除籍)の個人事項証明書の交付	○	×
戸籍の附票の写しの交付	○	×
改製原戸籍の謄本及び抄本の交付	○	×
住民票の写しの交付	○	○
住民票記載事項証明書(年金の現況届に係る証明を含む。)の交付	○	○
不在住証明の交付	○	×
住居表示証明書の交付	○	×
身分に関する証明書の交付	○	×
出生届出済証明 (母子手帳への証明)	○	×
印鑑登録証明書の交付	○	○
印鑑の登録及び廃止	○	×
し尿処理券の販売	○	○
課税(所得)証明書の交付	○	×
粗大ごみの処理券の販売	○	○
東和薬品R A C T A B ドームプール入場 引換券の販売	○	○

(7) 環境美化

① 門真市美しいまちづくり条例

ア 目的

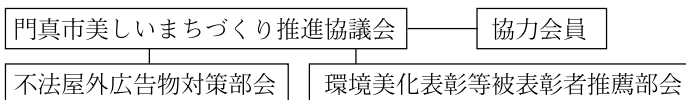
この条例は、門真市環境基本条例（平成 25年門真市条例第28号）第 7 条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

イ 内容

美しいまちづくりの推進

- ・ 市民活動の推進
- ・ 緑化の推進
- ・ 良好な地域環境づくり
- ・ 公共の場所の美化
- ・ 空き地の美化
- ・ 愛護動物の管理等
- ・ ポイ捨て、飼い犬のふんの放置及び落書きの禁止等

ウ 環境美化推進組織



エ 門真市美化推進の日

市、市民及び事業者が一体となって環境美化意識の向上を図り、日常的な実践活動を行うため、「門真市美化推進の日」を定め、この日を中心に一定期間、清掃活動及び美しいまちづくりに関する啓発活動等を行う。

オ 門真市環境美化用具等貸与要綱の制定（施行日 平成14年7月9日）

地域における公共の場所等の清掃活動を実施する団体に対し、その使用する道具等を貸与することにより、団体の活動を助成し、もって地域の美化推進を図ることを目的とする。

② 不法屋外広告物対策

ア 事務移譲

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易除却に関する事務（平成16年10月29日）（大阪府屋外広告物条例第26条の規定）

イ 門真市違法屋外広告物追放登録員制度

門真市内の道路等の公共施設に、違法に掲出されたはり紙、はり札等、広告旗、立看板等の違法屋外広告物を追放するため、地域住民に除却事務を委任する門真市違法屋外広告物追放登録員設置要綱を制定し、市と市民が協働してまちの美観の向上を推進することを目的とする。

ウ 街並み美化推進事業

市道上の電柱や道路敷きに汨濫する違法屋外広告物及び支障物件は美観風致を害し、交通標識等の視界を阻害するため、集中的に警告・撤去活動と道路清掃を行い環境美化を推進することで市民意識の向上を図るものです。

(8) 公 害

① 大 気 汚 染

ア 大気汚染物質測定状況

- ・ 市役所局（年平均値）

項目 単 位	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)
年度	PPm	PPm	mg/m ³
26	0.004	0.016	0.020
27	0.004	0.016	0.019
28	0.004	0.015	0.017

・ 南 局（年平均値）

項目 単位 年度	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	一酸化炭素 (CO)
	PPm	PPm	mg/m ³	PPm
26	0.005	0.019	0.020	0.4
27	0.004	0.016	0.018	0.4
28	0.004	0.016	0.017	0.3

イ 光化学スモッグ発令状況

年度	光化学スモッグ発令回数（東大阪地域）	
	予 報	注 意 報
26	2	1
27	7	6
28	3	1

② 環境騒音測定

（等価騒音レベル（L_{Aeq}）単位：デシベル）

年度	道路に面しない地域の平均測定結果		道路に面する地域の平均測定結果	
	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
26	51	43	72	69
27	52	46	73	70
28	53	47	71	67

③ 水質汚濁（古川）

ア 生活環境項目 月1回測定

（単位：mg/ℓ）

項目 年度	水素イオン 濃 度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)
26	7.1~7.6	6.5	1.5	5.7	7.3
27	6.8~7.4	5.6	1.5	6.0	7.0
28	7.0~7.5	5.0	2.1	6.3	7.4

（注）BOD・CODは、年間75%水質値。その他は年平均値。

④ ダイオキシン類環境測定

項目・ 地点 単位 年度	大 気		土 壤	水 質	
	市役所別館 屋 上	南 局	市立公園	古 川	下 八 箇 庄 水 路
	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/g	pg-TEQ/l	pg-TEQ/l
26	0.021	0.018	① 0.029 ② 0.11 ③ 0.40	1.3	0.75
27	0.016	0.019	① 19 ② 0.16 ③ 1.8	0.72	0.41
28	0.013	0.018	① 0.95 ② 0.39 ③ 4.8	1.04	0.97

(注) 土壌の採取地点は、26年度は、①元町中央公園、②北打越公園、③門真東1号公園、27年度は、①月出町児童遊園、②四宮1号公園、③門真南公園、28年度は、①四宮公園、②茨田公園、③三ツ島公園緑地

(9) 地 球 環 境

① 門真市エコオフィス推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、地方公共団体においては、同法第21条に基づき、事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する地方公共団体実行計画を策定することが義務づけられている。

本市においても、市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制と庁内のエネルギー使用量の削減を目指した「第四期門真市エコオフィス推進計画」を平成27年度に策定し、日々の業務の中で、環境に配慮した率先行動をとるための方針を示し、全庁的に温暖化防止等の環境保全に向けた取り組みを行っていくものである。

ア 第四期エコオフィス推進計画の期間 平成27年度から平成29年度

イ 第四期エコオフィス推進計画の目標

計画期間で温室効果ガス総排出量を5%以上削減することを目標とする。

平成27年度実施状況

年 度 \ 項 目	温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)
平成26年度（基準年度）	16,011,670
平成29年度（目標値）	15,191,798
平成27年度	18,873,341

② 計画の推進体制

P D C Aサイクルによる進行管理を行いながら継続的な改善を図ります。また、他の計画との整合性や毎年度の実績を定期的に把握評価し、「門真市エコオフィス推進委員会」「門真市エコオフィス推進員」を通じて進行管理します。

(10) 一般廃棄物処理

① 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の種類		収 集 計 画			
		収集区域	収集主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	本市全域	直営及び委託	週 2 回	ステーション	
プラスチック製容器包装			週 1 回		
びん・缶類			月 1 回		
小型ごみ			月 2 回		
ペットボトル			月 1 回		
古紙・古布			週 1 回		原則戸別
粗大ごみ			申し込みの都度		
臨時もしくは多量に排出される一般廃棄物		市民が自ら搬入する			
一般持込ごみ		許可業者	随 時		
事業系ごみ		直営及び委託	月 2 回		
し尿	申し込みの都度				
し尿の臨時	許可業者	随 時			
浄化槽汚泥	市民が自ら搬入する				
犬猫等の死体	処理の申し込みがあったもの	市民が自ら搬入する			
	不明のもの	直 営	通 報 の 都 度		

② 一般廃棄物の処理手数料

(平成27年4月1日改定)

種 別	区 分			単 位	手数料	
1 一般廃棄物（2から4までを除く。）	粗大ごみ以外	定時	排出量が常時1日平均10キログラム以上のもの	10キログラムにつき	100円	
		随時	随時で申込みのあったもの			
	粗大ごみ	定時	1回に排出する粗大ごみの点数が5点以内のもの	1点につき	1,500円をい え内 で定 額 規 則 額	
		随時	随時で申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみの点数が5点を超えるもの		2,250円をい え内 で定 額 規 則 額	
処分のみをするもの		市長の指定する場所へ搬入するもの		10キログラムにつき	90円	
2 特定家庭用機器廃棄物	収集・運搬するもの			1台につき	3,500円	
	市長の指定する場所へ搬入するもの				1,800円	
3 し 尿	一 般 家 庭	定 時	定 額	1人1か月につき	250円	
			加算額	簡易水洗式汲取便槽の場合	1世帯1か月につき	600円
		無臭式汲取便槽の場合		300円		
	臨 時				1回につき	1,000円
	一 般 家 庭 以 外	従 量				18リットルにつき
4 犬猫等の死体	随時に市長の指定する場所へ搬入するもの			1頭につき	500円	


備 考

1. 手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
2. 重量割で手数料の定まっているもので重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合において、その手数料の額は、次に定めたとおりとする。
 - (1) 収集・運搬・処分するもの 1立方メートルにつき 3,000円
 - (2) 処分のみするもの 1立方メートルにつき 1,500円
3. 手数料を算出する基礎となる数量が1単位に満たない端数は、1単位に繰り上げて計算する。
4. 粗大ごみとは、その最大の辺の長さ又は径が30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。
5. 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定するものをいう。
6. し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正する。

(1) ごみ収集

① 分別収集

分別収集は、昭和61年3月より全地域において4種分別として取り組んでいましたが、減量推進及び適正処理等を図るため、平成7年4月よりペットボトル、平成14年4月よりその他プラスチック製容器包装を含めた分別収集を細分化し、平成20年4月より粗大ごみ有料化に伴い7種9分別収集に変更を行い、普通ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙・古布、小型ごみ、ペットボトル及び粗大ごみの分別収集を実施しています。

分別名称	収集内容
普通ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品（洗面器・カセットテープ・灯油用のポリ容器など）、葉っぱ、ぬいぐるみ、履き物類、紙くず、可燃性の猫の砂、皮革製品、小さい木箱（そうめんの箱などは、必ずつぶして出してください。）
プラスチック製容器包装	シャンプー・リンス・サラダ油等のプラスチックボトル、食品トレー、インスタントラーメン等の「容器・包装」
びん・缶類	飲料料用等のびん・缶類、簡易ボンベ・スプレー缶
古紙・古布	新聞、雑誌、ダンボール、古着、タオルなど
小型ごみ	最大の辺又は径が30cm以下のもの及びなべ・フライパンなどの金物類、陶磁器類、ガラス類（姿見を除く）、電球、蛍光灯、小枝など
ペットボトル	リサイクルマーク  のついたペットボトル
粗大ごみ	住民の日常生活に伴い不用となった最大の辺又は径が30cmを超える耐久消費財等をいい、家電製品、家具・寝具、健康器具、自転車類、趣味用品、楽器、乳幼児製品、収納庫、スポーツ・レジャー用品・遊具、家事日用品、敷物・室内用品、OA機器、その他のものの13種別

〔収集量（家庭系）の推移〕

（単位：t）

種別 \ 年度	26	27	28
可燃ごみ	18,953	18,790	18,416
不燃ごみ	654	690	646
粗大ごみ	273	292	278
資源ごみ	2,956	3,382	3,618
一般持込	2,409	1,696	1,475
計	25,245	24,850	24,433

〔再資源化量の推移〕

(単位：t)

種 別 \ 年 度	26	27	28
金 属 類	522	561	610
ガ ラ ス 類	923	900	866
プ ラ ス チ ッ ク 類	1,154	1,136	1,097
紙 類	495	834	1,048
計	3,094	3,431	3,621

② さわやか訪問収集（粗大ごみ）

ア 対 象

次のいずれかに当てはまり、身近な人などの協力を得るのが困難で、収集場所に粗大ごみを持ち出せない一人暮らしの人

(ア) 虚弱などで日常生活に支障がある65歳以上

(イ) 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている

※ 同居家族がいる場合でも、同居者が高齢や虚弱などで収集場所に持ち出せない世帯も対象になります。

イ 収集日・回数

月曜日から金曜日まで（祝日を含む）・同一世帯で月1回

(12) 塵芥・し尿処理

① 塵芥処理・し尿収集量の推移

年 度	塵 芥 処 理 量 (t)	し 尿 収 集 量 (kl)		
		総 量	市 営	委 託
26	44,741	3,343	212	3,131
27	44,137	2,966	311	2,655
28	43,440	2,551	284	2,267

② 塵芥・し尿処理の概要

(平成29年4月1日現在)

区 分		塵 芥		し 尿	
処理対象区域 収 集 方 法	人口	124,299 人		人口	1,700 人
	面積	12.30 km ²		面積	12.30 km ²
	家庭系	56.2 %		直営	7.8 %
	事業系	43.8 %		委託	92.2 %
収 集 量		169.0 t / 257日		10.5 kl / 242日	
処 理 方 式		焼 却 炉 2 炉 破 碎 機 1 基 リサイクルプラザ		標準脱窒素+高度処理方式	
施	敷地面積	20,800 m ²		8,475.31 m ²	
	型 式	① 連続燃焼式 ② 縦型回転式 ③ 選別装置			
設	処理能力	① 300 t / 日 ② 30 t / 5h ③ 40 t / 5h		110.0 kl / 日	
	工 費	16,377,876 千円		2,149,000 千円	
保有車両台数 (車種別)		1 t ダンプ車 1 台 2 t ダンプ車 2 台 4 t ダンプ車 2 台 クカー車(2 t) 5 台 パッカー車(2 t) 12 台 ミニダンプ車 5 台 ライトバン 1 台 フォークリフト 4 台 バックホー 2 台 ホイールローダー 3 台		バキューム車(1,800 l) 2 台 2 t ダンプ車 1 台 ライトバン 1 台	

(13) リサイクルプラザ（エコ・パーク）

市民のリサイクル意識の啓発と、自発的なリサイクル活動の促進を図るための「リサイクルプラザ」と、資源ごみの資源化のための「プラント」を併せもった、市民リサイクル拠点施設です。

所在地	門真市深田町19番5号
施設概要	敷地面積 20,800㎡
	建築面積 2,664㎡
	延床面積 11,139㎡
	建築構造 鉄骨造（一部RC造・SRC）地上5階・地下1階 耐火建築物
工費	4,797,571千円
工期	平成12年7月～平成14年3月
開館年月	平成14年4月

① 門真市リサイクルプラザ（プラント）

ア 処理能力	40 t / 5 h	
イ 設備内容	びん・缶処理設備	15.9t / 5h
	ペットボトル処理設備	1.3t / 5h
	プラスチックボトル処理設備	1.8t / 5h
	その他プラスチック製容器包装処理設備	8.8t / 5h
	小型複合処理設備	2.4t / 5h
	古紙・古布処理設備	9.8t / 5h

ウ 設備方式

受入供給設備……受入ホッパ方式 自動破袋・集袋装置
供給コンベヤ方式
異物除去選別設備…自動選別装置 振動重力選別装置
精選手選別ライン
貯留・保管設備……自動倉庫システム 自動搬入・搬出及び
自動計量方式

資源選別設備……自動選別装置 精選手選別ライン
 金属類選別装置……磁気選別装置 アルミ選別装置
 破 碎 設 備……二軸破碎機 捻碎機
 資源物成型設備……圧縮成型方式 圧縮梱包方式 減容固化方式
 給 水 設 備
 排水処理設備

② 門真市立リサイクルプラザ（公の施設）

ア 事業活動

- リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発
- リサイクルに係る講座、研修会等の開催
- 不用品の再生並びに再生品の展示及び提供
- プラザの施設、器具、備品等の提供
- その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業

イ 開館日・時間

【開館時間】 午前9時～午後5時30分

【休 館 日】 水曜日（祝日の場合、その翌日）・12月29日～1月3日

ウ 事業内容

階	施 設 名	事 業 内 容
1階	エントランス ホール	○イベント情報・市民活動グループ連絡掲示板
	事 務 所	○リサイクルプラザ来訪者への応対 ○工房専用使用者受付 ○市民活動相談

4階	イベント広場	○イベントの開催
	展示ホール	○イベントの開催（フリーマーケット等） ○資源化処理施設の紹介 ○情報掲示板 ○インフォメーション
	リサイクル工房	○紙すき工房 ○石けん・染め工房 ○裂織り・リフォーム工房 ○エコクッキング工房
5階	資料室	○リサイクルに関する図書・資料の閲覧、貸出及び資料の提供
	マルチホール 会議室 (1) (2)	○ごみ減量、環境に関する講演会、会議等

